

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 物納申請の理由「老後の生活のため」じゃダメ？

Q : 相続税を納付することになり、物納を申請しようと検討しているのですが、申請書の「金銭で納付することを困難とする理由」というのは、どのように書けばよいのでしょうか。「現金預金は老後の生活資金のために必要だから」というのは理由になりますか。

A : 漠然と「老後の生活資金のため」といった記載では、物納の理由としては認めてもらえないようです。

【解説】

相続税の物納は、金銭納付(現金納付及び延納)が困難な場合に認められる特例的な納税方法です。

金銭納付が困難かどうかは、現在だけでなく将来的な入金や支出も勘案して判断されるのですが、その内容については「延納によっても金銭で納付することを困難とする理由書」に記載することとされています。

記載については、通常的生活費については「経常的支出」の欄に、また、臨時の出費が予定される場合には「近い将来における臨時的支出」の欄に記載することとなっています。

この「近い将来における臨時的な支出」の書き方は、例えば「子供の入学資金」「借入金の返済」「定年退職後にお店を開業する資金」というように具体的に書く必要があります、漠然と「老後の生活資金のため」といった書き方では、理由として認めてもらえないということです。

